

奈良県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、奈良県郡山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十一年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松浦 貞夫	大和郡山市高田町四九二―一
〃	吉川 英昭	〃 〃 五一二―一
〃	楠原 喜太郎	〃 〃 四九七
〃	藤川 保雄	〃 野垣内町五八
〃	広瀬 隆史	〃 〃 一一―八
監事	中田 育宏	〃 〃 四九
〃	辰巳 義次	〃 柳町一九三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	中田 育宏	大和郡山市野垣内町四九
〃	広瀬 隆史	〃 〃 一一―八
〃	吉田 政憲	〃 柳町一九五
〃	吉川 英昭	〃 高田町五一二―一
〃	楠原 喜太郎	〃 〃 四九七
監事	中村 勝	〃 〃 五〇五
〃	藤川 保雄	〃 野垣内町五八